

# 仕 様 書

## 1 業務名

河川水測定業務

## 2 業務内容

河川の水質状況を把握するために、河川水の採取、分析及び報告することを本業務とする。

### (1) 検体の採取

#### ア 採取地点

別紙1の「採取地点」のとおりとする。

#### イ 採取回数

別紙2の「採取回数一覧表」のとおりとする。

#### ウ 採取日程

別紙3の「令和8年度 河川水採取日程（案）」のとおりとする。

#### エ 検体容器の調整方法及び採取方法

検体容器の調整方法は、日本産業規格（以下「規格」という。）K0094の3、K0125の3及びK0128の4に定めるところによるほか、大腸菌数用は滅菌した容器に採取し、1、4-ジオキサン用は精製水及びアセトンで洗浄後、120℃程度で2時間程度加熱し放冷したガラス瓶に採取する。

採取方法は、水質調査方法（昭和46年環水管第30号）及び規格K0094の4に加えて次の事項に留意して行うものとする。

- ・ 採取業務は、指定しない限り採取地点の河川の流れを代表する位置（流心）で行うものとする。原則として検体容器に直接採取し、検体容器は採取する水で複数回洗って使用する。なお水量等により、直接検体容器で採取できず、他の採水器を使用する場合は、採水器そのものも同様に採取する水で洗浄する。
- ・ 採取の際、測定項目毎に1本ずつ予備容器に採水し、別紙4の「保存方法及び当日分析を開始する項目」の方法で保存する。
- ・ 感潮河川では、原則として干潮時に採取する。
- ・ 溶存酸素測定用検体は、採取後直ちに酸素の固定を行う。
- ・ 検体は、10℃以下の冷暗所に保存して運搬する。

### (2) 分析

#### ア 項目及び検体数等

##### (ア) 観測項目

次に掲げる項目について検体の採取地点ごとに観測する。

区 分	項 目
観測項目	採取時刻、採取水深、透視度、気温、水温、天候、満干潮時刻(感潮河川)、採取位置、臭気、色相

##### (イ) 測定項目

別紙2の「採取回数一覧表」のとおりとする。

#### イ 分析方法等

別紙5の「定量下限、表示桁数等及び分析方法（河川）」のとおりとする。

### (3) 報告書

ア 受注者は、委託業務実施報告書を月間報告書として作成し、採取日の翌月15日までに発注者へ提

出し、その確認を受けること。ただし、3月分については3月31日までに提出すること。

なお、報告書には次の(ア)および(イ)を添付して提出すること。また、報告書および添付書類は、紙媒体と電子ファイルの両方で提出すること。

(ア) 発注者が指定する電子ファイルに入力した分析結果

(イ) 水質分析計算書(測定チャート、検量線等)

イ 受注者は、初回の採取時に撮影した採取地点の写真及び付近の略図を、当該調査を最初に行った際の報告書と共に提出し、発注者の確認を受けること。

### 3 業務の実施にあたっての留意事項

(1) 業務の履行に際して、発注者と契約締結後速やかに、年間の採取日程、採取場所等の詳細を協議、決定し、契約締結後10日以内に、発注者の定める様式により、委託業務実施計画書を発注者に提出し、その承認を得ること。変更があったときも、速やかに報告すること。

(2) 契約締結後10日以内に、次の事項を含む受注者による精度管理への取組状況について報告すること。

ア 採取から分析結果算出に至るまでの標準作業手順書

イ 定量下限値及び検出下限値

ウ 内部精度管理の実施状況

エ 外部精度管理への参加状況

(3) 受注者は、採水予定日の前日（その日が休日に当たるときは、その直前の平日。）の午後5時までに、天候等の状況を踏まえて、採水予定日の採水の実施の有無を発注者と協議するとともに、採取予定日の当日、午前8時30分に電話等により実施の可否を確認すること。

(4) 検体採取の際、濁り、色等の異常が認められた場合は、直ちにその状況を発注者に報告し、その指示を受けること。

(5) 分析の結果、別紙6の「速報を要する値」に示す値が検出された時は、直ちにその内容を発注者に報告し、その指示を受けること。この場合において、発注者が必要と認めて、受注者に再分析、再採取またはクロスチェックを指示した時は、受注者の負担においてこれを行い、水質分析計算書(測定チャート、検量線等)を添付して、報告すること。

(6) 全ての項目において、採取及び搬入後直ちに分析に取り掛かり、別紙4「保存方法及び当日分析を開始する項目」に示す○印の項目については、採取当日に分析を開始すること。

(7) 業務に伴い排出されるCO<sub>2</sub>等温室効果ガスを削減するため、次の温暖化防止の取組に努めること。

ア 電気、石油等エネルギー及び水道の使用に当たっては、削減(省エネ)に努めること。

イ 使用する資材、機械器具の選定に当たっては、省エネ商品やエコ商品の選択に努めること。

ウ 廃棄物(ゴミ)の排出に当たっては、減量化、リサイクルに努めること。

エ 自動車を使用する場合には、エコドライブに努めること。

### 4 その他

公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壌環境基準及び排水基準等に係る告示の一部が改正(規格番号の変更に伴う公定分析法への引用番号の変更及び導入が適当である分析方法の公定分析法への適用)された場合は、その内容に準ずるものとする。

発注者が、分析場所及び採水場所に立会を求める場合は、受注者はこれを拒んではならない。

発注者が、精度管理調査を実施する場合は、受注者はその調査に参加し結果を報告すること。

また、この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。